

令和8年度 高槻市 学童保育室 入室のご案内

民間学童保育室用

高槻市 子ども未来部 子ども青少年課 学童保育チーム

＜各情報アクセス用二次元コード＞

市内民間学童保育室
概要（一覧）



民間学童保育室
入室のご案内



学童保育
申請用様式集



令和8年度 民間学童保育室 入室申請要領

民間学童保育室入室申請および入室許可について

1 入室申請

申請先 : 入室を希望する民間学童保育室

※ 子ども青少年課窓口では民間学童保育室への入室申請受付は行いません。

※ 事前に直接事業者に問合せし、事業の詳細を理解した上で申請を行ってください。

申請期間 : 事業者により異なる

提出書類 : 入室申請書(入室審査申請書を含む)及び入室要件確認書類

(詳細については下記「入室要件及び入室時必要書類について」を確認してください。)

「入室審査申請書(高槻市長宛)」および入室要件確認書類は各事業者から市に提出され、子ども青少年課にて入室要件を審査し、事業者へ結果をお返しします。

書類不備等で入室要件が認められない場合はその旨事業者を通じてお伝えしますので、必要に応じて不備訂正等をおこない、再提出してください。(要件が認められない場合は入室できません。)

2 入室許可

入室の可否については、それぞれの事業者が決定し保護者に通知します。

民間学童保育室への入室が待機となった場合で公立学童保育室への入室を希望される場合は、公立学童保育室の入室申請を別途子ども青少年課に行ってください。

(公立学童保育室入室申請 一斉受付期間:令和7年11月10日(月)~令和7年12月19日(金))

入室要件及び申請時必要書類について

1 入室要件

児童の保護者及び同居する直系尊属(※)で65歳未満の方全員が、保育をできない状況にあること

※ 直系尊属…直接的に親子関係でつながっている親族。(父母・義父母・祖父母・曾祖父母など)

※ 同居のきょうだい・叔父叔母など傍系親族の要件は不要です(令和8年度から)

就労・就学	次のすべてを満たす形で就労・就学していること 終了時間が14時以降 1日(実働)4時間以上 } かつ 概ね週4日以上
疾病等	保育をできない状況を証明する書類等が別途必要です。
就労等予定	申請時点で要件がない場合でも、4月に保護者が就労・就学予定または育児休業等から復帰予定の場合は、申請可能です。4月20日までに要件を証明する「雇用状況証明書」をご提出ください。保育が必要な状況が確認できない場合は、月末で退室となります。 ※保護者が求職中の場合は、入室できません。 ※保護者が産前産後休暇中および育児休業中の場合は、要件がないため入室できません。ただし産前産後休暇取得中であっても、育児休業を取得せず復帰される場合は、入室できます。(在室中に保護者が産前産後休暇を取得する場合は、育児休業を取得せずに復帰される場合のみ、産前産後休暇中も引き続き保育室を利用することができます。産前産後休暇に続き育児休業を取得することが決まっている場合は、産前休暇取得月の月末で退室となります。)

2 申請時必要書類

下記のとおり書類を揃えた上で、申請を行ってください。(必要な書類は各事業者から入手するか、市ホームページ(学童保育申請用様式集)からダウンロードしてご用意ください。)

(1)入室申請書

「入室申請書(事業者宛)」及び「入室審査申請書(高槻市長宛)」【記入例参照】

- ・ 記入の際は必ずボールペンを使用してください。(鉛筆・消えるペン不可)
- ・ パソコン等で入力し作成する場合は、再下段の同意欄(署名)を手書きするか、押印してください。

(2)入室要件確認書類《児童の保護者(単身赴任含む)及び同居する直系尊属で65歳未満の方全員分》

※令和8年度中の到達年齢が基準です。(昭和37年4月2日以降生まれの方)

《各事由の必要書類》

事由	必要書類	備考
雇用されている方	・ 就労証明書※1	就労証明書はマイナポータル(ぴったりサービス)の就労証明書作成コーナーを利用して作成されたものでも構いません。 (自営・内職等は就労証明書と左記に記載の証明書等、どちらも必須です。)
自営業の方・会社の取締役の方等 (就労証明書の代表者名に自分自身の名を記入される方)	・ 就労証明書※1 ・ (自営業の場合)事業主の確定申告書控え(最新年度分)又は個人事業の開業届出書類 ・ (法人の場合)履歴事項全部証明書	
内職・業務委託 その他に従事	・ 就労証明書※1 ・ 請負又は委託の事実がわかる書類	
疾病・介護・看護	・ 入室理由書 ・ 医師の診断書又は障がい者手帳のコピー等	入室理由書、医師の診断書等には保育ができない状況を詳しく記入してください (理由書と診断書等の状況を証明する書類、どちらも必須です。就学の場合は左記3点とも必要です。)
就学	・ 入室理由書 ・ 学生証のコピー又は在学証明書 ・ 時間割	

※1 就労証明書は記入例(ホームページ様式集にあり)を参照

※2 きょうだいで申請する場合、入室要件確認書類は世帯につき1部で結構です。

《重要》

- ◆ 証明書は令和7年10月1日以降に取得してください。申請時点で証明日から3か月以内のもののみ有効です。(学生証の場合は入室希望月が有効期限内のものを提出してください。)
- ◆ 記入漏れ、修正ペン等での訂正があるものは受付できない場合があります。記載内容(就労条件等)に誤りがないかを含め、就労証明書は申請前に必ずご自身でご確認ください。

(裏面もご確認ください。)

〔高槻市 学童保育室について〕

学童保育室は、保護者が就労又は疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童に適切な保育を行いその健全な育成を図るための施設です。

対 象 児 童

小学校1～6年生(民間学童保育室の場合)で、保護者の就労や疾病等の事由により放課後に適切な保育を必要とする児童。 ※ 原則として、年間を通じて保育が必要な児童が対象です。

開 室 日 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日

※ 休室日及び開室時間については保育室毎に異なりますので事業者にご確認ください。

保 育 料 児童一人につき 月額:6,000 円(8 月は 12,000 円)

※ その他諸費用が必要な場合があります。事業者にお問合せください。

《備考》

同時に申請(利用)できる学童保育室(民間・公立含め)は原則として1つです。

- ① 民間を第一希望、公立を第二希望の場合…民間の選考結果が出てから子ども青少年課に公立の申請を行ってください。ただし、選考結果が公立の一斉受付期間(令和7年 12 月 19 日まで)に間に合わない場合は公立の申請を同時に行っていただいてもかまいません。(この場合、就労証明書等は公立申請用に別途ご用意ください。また、公立申請後民間の入室許可が出た場合は、速やかに子ども課へ公立辞退のご連絡をください。)
- ② 公立を第一希望、民間を第二希望の場合…原則としては公立の選考結果が出てから民間への入室申請を行っていただくことになります。詳細については各事業者にご相談ください。

複数の学童保育室から入室許可が出た場合は、利用を予定していない学童保育室へ必ず辞退の連絡をしてください。(当該保育室を待機している児童がいる可能性があります。)また、入室日または事業者の定める日までに辞退の連絡がない場合、在籍扱いとなり出席がなくても保育料がかかります。

〔 お問合せ先 〕

高槻市 子ども未来部 子ども青少年課 学童保育チーム
(高槻市役所 総合センター8階)
TEL (072)674-7656